

令和5年第3回定例会（11月21日）  
福祉環境委員会  
提出資料

令和5年11月21日  
生活環境部

所管事項

◎ 自然保護課

- ・ ツキノワグマによる被害防止に関する対応について

．．．． 1

## ツキノワグマによる被害防止に関する対応について

自然保護課

今年度はこれまでの年に比べ、夏以降も目撃件数が非常に多く、9月さらに10月と人身被害が急増していることから、有害捕獲や狩猟への支援など緊急的な対応を行う。

### 1 被害の現状

(単位:件、頭、人)

年 度	R元	R2	R3	R4	R5 (11/13現在)
目撃件数	672	931	864	730	3,371
捕獲頭数	584	659	688	442	1,827
被害者数	16	9	12	6	69
うち死亡	0	1	0	1	0

R5捕獲上限 1,582頭  
※被害者数は11/17現在

### 2 緊急対策の実施

#### (1) 県民への注意喚起の強化

- 被害防止について、新聞広告(10/18)やテレビ・ラジオCM(10/21~27)による集中的な注意喚起を実施。
- 11月2日(木)に第2回ツキノワグマ被害緊急対策会議を開催し、市町村、関係機関、マスコミ各社へ注意喚起を依頼。

#### (2) ツキノワグマ捕獲緊急対策

- 麻酔銃の追加配置。(北秋田、仙北に1丁ずつ)
- 有害鳥獣捕獲従事者への支援。(1頭当たり7,000円、1人当たり2,000円)
- 狩猟者への支援。(1頭当たり7,000円)

### (3) 国への要望

11月13日北海道東北地方知事会、11月16日県で要望を行った。

- ①指定管理鳥獣に指定するなどにより、財政的・技術的支援を行うこと。
  - ②クマ等による農作物等への被害を防止するため「鳥獣被害防止総合対策交付金」の予算を十分に確保するとともに、地方の負担が軽減されるよう制度を見直すこと。
  - ③人家周辺等での銃器使用について、運用基準の明確化を図るとともに、建物内に侵入等したクマを現場の状況に応じ適切な方法で有害鳥獣捕獲できるよう、「麻酔銃猟」について法令等を見直すこと。
  - ④有害捕獲の制度や捕獲の必要性など、国民への正しい知識を伝えること。
- ※ ④は北海道東北地方知事会のみ要望

## 3 狩猟について

### (1) 狩猟による捕獲と上限の設定

「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ツキノワグマ）」において、当該年度の総捕獲数が上限に達した場合等は、狩猟の自粛を要請することとしているが、人身被害の発生状況等を勘案して、狩猟による一定の捕獲数の設定を検討できるとしている。

有害捕獲が非常に多く、総捕獲上限に達する可能性があったものの、今年度の人身被害の発生状況等を踏まえ、クマに人から追われる経験をさせることで今後の出没抑止が期待できるため、100頭の狩猟捕獲上限を設定した上で、11月1日からの狩猟による捕獲活動を実施することとした。

※ ツキノワグマ狩猟期間 11月1日から翌年の2月15日まで

### (2) 狩猟の自粛要請

11月10日時点で狩猟による捕獲数が70頭に達し、100頭の捕獲上限数に達する見込みが生じたため、11月14日から翌年2月15日までの狩猟の自粛を要請。

### (3) 今後の方針

有害捕獲は継続されるものの、狩猟により捕獲圧を高めることが、出没抑止に効果があることから、「秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会」において、今後の方向性を検討していく。